

小中一貫教育推進事業における「委託料」「使用料及び賃借料」の執行内容について

1 概要

(1) 「使用料及び賃借料」の支出科目誤り

R 5 年 12 月初旬	学校教育シンポジウム（令和 6 年 3 月 25 日に開催）で映画を上映することとなるが、映画素材の使用料 60,000 円は当初予算の計上がなかったため、財政課へ予算流用を相談。
R 5 年 12 月 19 日	財政課にて「使用料及び賃借料」の費目を新設の上、予算流用を決定。
R 6 年 3 月 1 日	支出負担行為を起票。このとき、予算科目を「使用料及び賃借料」とすべきところ、「委託料」で誤って起票した。
R 6 年 4 月 3 日	支出負担行為に紐づく支出命令を起票。支出科目誤りに気付かぬまま決裁し、会計課へ提出した。
R 6 年 4 月 19 日	相手方へ振込み

⇒ 「委託料」の実績額が「60,000 円」となる一方、「使用料及び賃借料」の実績額が「0 円」となっている。

(2) 「委託料」の未払い

R 6 年 3 月 25 日	・学校教育シンポジウムを開催、委託業者が配信に係る作業を実施。 ・委託業者からメールにて見積書及び請求書が届く。
R 6 年 5 月末	委託業者のメールは未開封、令和 5 年度予算の執行状況確認も不十分なまま、出納整理期間が終了。
R 6 年 7 月 3 日	決算審査説明書の内容点検において、当該委託業者への委託料の未払いに気付く。
R 6 年 7 月 11 日	令和 5 年度委託料の未払いに対応するため、「令和 6 年度小中一貫教育推進事業－委託料」に他事業で生じた契約差金を予算流用できないか、財政課へ相談。
R 6 年 7 月 17 日	・財政課にて予算流用を決定。 ・予算流用後の「令和 6 年度小中一貫教育推進事業－委託料」にて支出負担行為及び支出命令を起票、会計課へ提出。
R 6 年 7 月 26 日	委託業者へ振込み

⇒ 「委託料」として当初予算に計上していた「171,000 円」は未払いで、上記(1)による支出科目誤りの「60,000 円」が実績額となっている。

2 再発防止対策

- ・ 支出の原因となる支出負担行為の意義を再確認する。
- ・ 出納閉鎖期間終了前の執行状況確認を徹底して行う。
 ※ R6.5 末に行った執行状況確認では、支出負担行為額／支出命令額の整合についてはチェックしていたものの、未執行がないかどうかをチェックしていなかった。
- ・ 学校教育課には 3 係あるところ、メールアドレスのアカウントは一つで運用。一日当たりの受信メールが多いため、係別にアカウントを分ける。
- ・ 現在、学校教育課が執行する事業が 37 事業と細分化しているところ、予算執行の進捗を管理しやすくなるよう、次年度に向けて各事業の統合・再整理を行う。